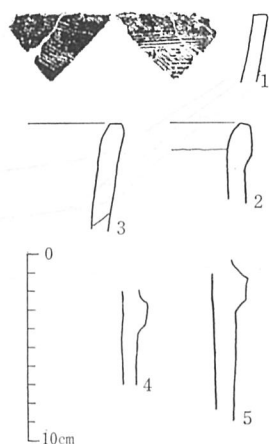


次に堀幅については、第4・5トレンチで四・五メートル、他が九・一三メートルと大安寺山東北部がかなり狭いことが注意される。

以上の結果、堀の両岸については堤体の保護をはかるために、各トレンチにおける断面観察に基づいてそれぞれ必要な範囲の浚渫をひかえた上で、逐次計画を実施している。

遺物は埴輪片ばかり五点で、第2AトレンチのⅢ層から出土した細片が四点と、第3トレンチ第二堤側の表土から出土した大安寺山より流れ込んだと思われる円筒埴輪の口縁部片（第9図2）がある。後者は端部外面が折り返されて、上下幅約二センチが帯状に肥厚する。胎土には赤色の微粒が含まれ、色調は内面赤褐色、外面乳褐色を呈する。



第9図
百舌鳥耳原中陵の出土品
(第三堀 2・車庫敷 1・3~5)
(1/4)

(土生田純之)

百舌鳥部事務所車庫設置工事区域の調査

仁徳天皇百舌鳥耳原中陵前第二堤に部事務所の車庫を新設することになり、昭和五十五年九月二十九日に事前調査を実施した。

調査は車庫設置予定箇所（第6図）内に長さ一・五メートル、幅一メートル、深さ〇・四メートルのトレンチを設定して掘削し、土相の状況把握に努めた。その結果、厚さ一〇〜二〇センチの表土下は墳底まで黄褐色粘質土層で、以下も同一の土層が堆積している。この黄褐色粘質土層には少量の埴輪片のみが含まれていたが、いずれもわれ口の磨滅したもので、二次堆積である。また堆積土もブロック状をなしており、一気に盛り上げたものと思われる。以上は、昭和四十七年度に実施された西隣りの部事務所改築箇所の調査結果と全く同一である。従って、施工には問題ないものと考え予定通り実施した。

出土遺物は、上述のように埴輪片ばかり九点である。いずれも表面が磨耗しており、外面調整の判然としないものもある（第9図1・3・5）。

口縁部 1は内外両面に横刷毛目ののち斜の刷毛目を施す。3は口端部両面に横撫での痕跡を残すが、下位の調整は剥離のため不明。

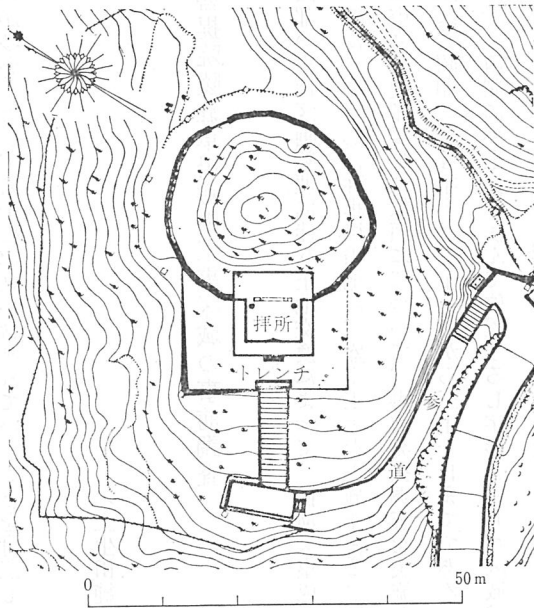
胴部 4・5共に突帯は断面台形を呈する。5の外面には斜の刷毛目の痕跡を残す。

以上の埴輪の色調は、赤褐色ないし乳褐色である。胎土には、茶色(3)や黒色(5)の微粒を含むものと、その両方を有するもの(4)がみられる。

(土生田純之)

観音寺陵前門袖柵設置工事箇所調査

後堀河天皇観音寺陵一般拝所の木扉柵を鉄扉柵に変えることとなり、昭和五十五年十月一・二日の両日にわたって事前調査を実施した。調査



第10図 観音寺陵トレンチ位置 (1/1,000)

は、コの字形を呈する施工区域全域を発掘して行なった(第10図・南北の長さ五メートル、幅〇・六メートルの溝と、その両端に同じ幅で西にそれぞれ一メートル延長した区域)。

土相は極めて単純で、きめの細かい灰黄褐色の粘質土層からなる単一層である。本層は、表土下〇・六メートルの底部においても変化することなく、さらに下方まで続くものと思われる。当陵は、尾根上に立地する割にはその前面の拝所が幅広い平坦地となっている。一方、掘削土中にはかなりの量の磨滅瓦が含まれている。以上から、当地は盛土を施して整地されたものと考えられる。

以上のように保存すべき遺構はないので、予定通り施工した。

出土した遺物は、瓦が二三点と土師器が一点である。この中には凸面に縄目のある平瓦(第11図1)や、凹面には布目が認められる丸・平瓦を含む他、釘を打ちつけて屋根に固定するための円孔を有する平瓦もみられる。丸・平瓦以外には宇瓦(2・3)が若干あり、2は均整唐草文が描かれている。他の宇瓦についても、文様の確認できたものはずべて唐草文である。全体に本調査による出土瓦は、砂礫質の胎土を用いて



第11図 観音寺陵の出土品 (1/2)